

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取扱いについて

各事業所におかれましては、介護保険法の基本理念を十分理解の上、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者等から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、公正中立な居宅介護支援を提供していただきますようお願いします。

なお、この度の判定により「正当な理由」の要件を形式的に満たした場合であっても、市が実施する指導監査等により、サービス提供の実態がいわゆる「囲い込み」と判断された場合には、減算の対象とするとともに、提出書類に不正又は虚偽があった場合には、介護保険法第84条第1項第4号及び第6号の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定が取り消されることがあります。

また、国民健康保険団体連合会から県に提供される情報により、減算の対象となることが事後で判明した場合には、遡って返還することになります。

1 特定事業所集中減算の概要

特定事業所集中減算の制度は、ケアプランの作成にあたり、サービスの依頼先が特定の法人が開設する居宅サービス事業所に偏らないよう導入された減算制度です。

各判定期間中に居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画のうち、対象サービスが位置付けられたプランの数を確認した結果、正当な理由なく、同一の法人（最も紹介件数の多い法人＝紹介率最高法人）によって提供されたものの占める割合が80%を超えているサービスがある場合、特定事業所集中減算として、減算適用期間中のすべてのプランに係る報酬について、1月につき200単位を所定単位数から減算します。

2 判定期間、市への報告期限、減算適用期間

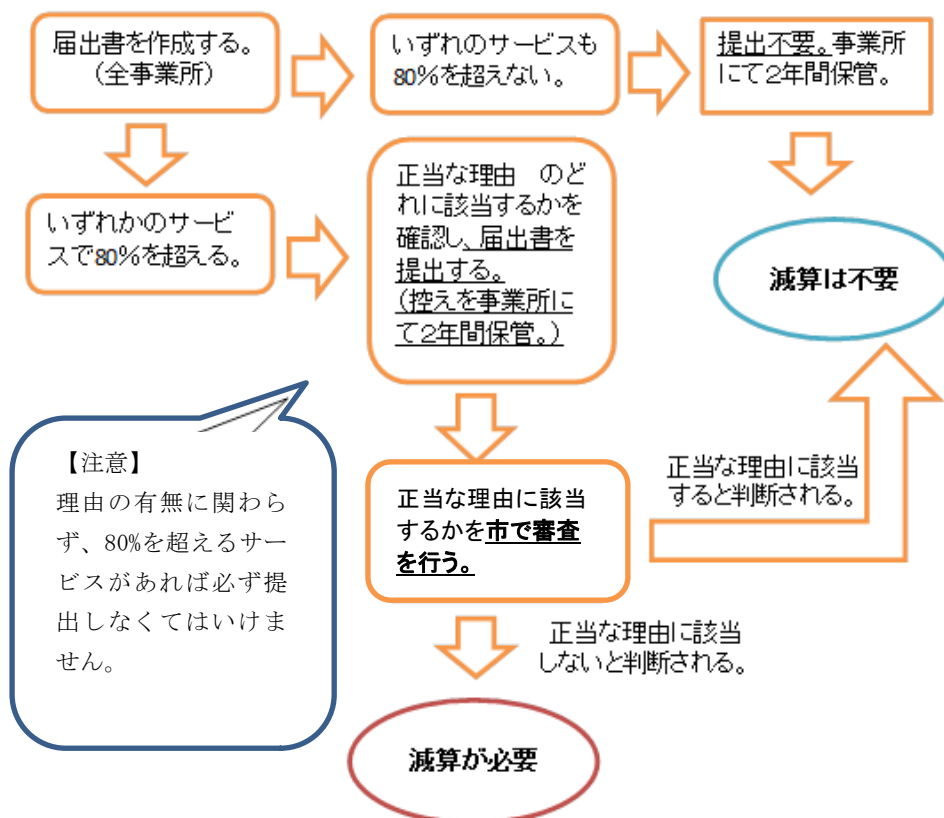
	判定期間	市への報告期限	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	9月17日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	3月17日	4月1日～9月30日

3 対象となるサービス

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

4 判定から審査の流れ

判定期間ごとに、すべての居宅介護支援事業所において80%超過がないか確認を行い、正当な理由の有無に関わらず1サービスでも80%を超過する場合は、市に届出を行う必要があります。期日までに市に提出がない場合は、正当な理由の有無に関わらず減算が適用となりますので注意してください。



5 算定方法

(1) 紹介率最高法人の割合（通所介護の場合）

【通所介護に係る紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数】

$$\div \text{【通所介護を位置付けた居宅サービス計画数】} \times 100 > 80\% \text{ (減算)}$$

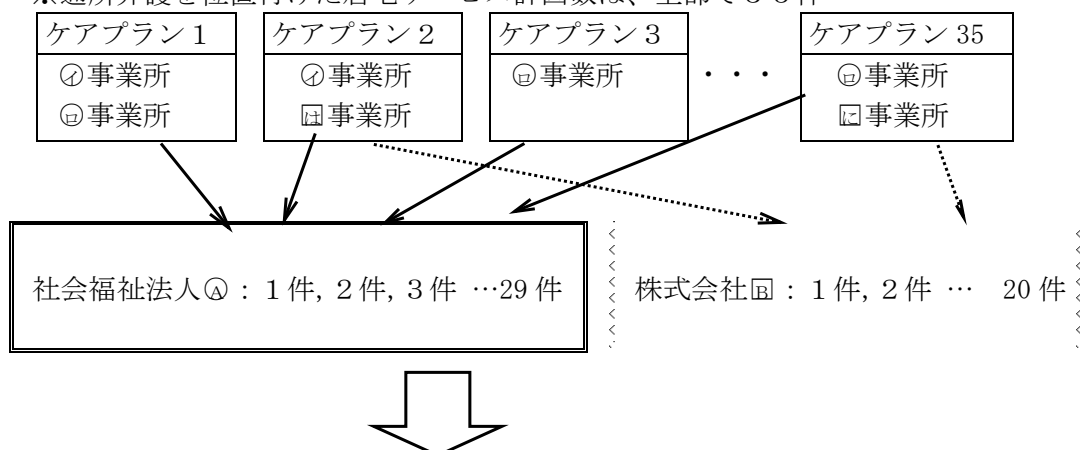
$$\leq 80\% \text{ (非減算)}$$

(2) 紹介率最高法人の判定方法（通所介護の場合）

社会福祉法人㊤が有する通所介護事業所：㊤事業所 ㊤事業所

株式会社㊤が有する通所介護事業所：㊤事業所 ㊤事業所

※通所介護を位置付けた居宅サービス計画数は、全部で35件



紹介率最高法人は、㊤法人。通所介護を位置付けた居宅サービス計画 35 件に対する、
㊤法人を位置付けた計画（29 件）が占める割合は

$$29 \div 35 \times 100 = 82.9\%$$

(小数点第 2 位以下四捨五入)

(3) 計算上の注意

- ・ ケアプラン 1 の場合のように、**開設者が同じ法人（㊤法人）**の事業所が複数位置付けられていても、**㊤法人を位置付けた計画数は 1 件**でカウントします。
- ・ ケアプラン 2 の場合のように、**開設者がそれぞれ違う法人（㊤法人、㊤法人）**の事業所の場合は、**㊤法人を位置付けた計画として 1 件、㊤法人を位置付けた計画として 1 件、とそれぞれの法人でカウント**します。
- ・ ケアプラン 1、2 及び 35 の場合のように、**2 以上の事業所が位置付けられている場合でも、通所介護を位置付けた居宅サービス計画数はあくまで計 35 件**です。
- ・ 給付管理を行った居宅サービス計画を対象とします。
- ・ 介護予防サービス計画は含まない。
- ・ 運営実態のあるみなし指定事業所は含まれます。

6 正当な理由の範囲（平成 27 年 9 月 1 日以降の宮崎県における取扱い）

「5 算定方法」により 80%を超えた場合、超えるに至った理由について「正当な理由」がある場合には、特定事業所集中減算の適用を受けません。

【理由 1】居宅介護支援事業所の運営規程に定める「通常の事業の実施地域」に、訪問介護等の事業所が、サービスごとでみた場合に、5 事業所未満である場合。

※ みなし指定事業所（医療機関が実施する訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのこと。）については「介護サービス情報公表システム」で検索できる事業所数でカウントする。

【理由 2】特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合

【理由 3】判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が事業所全体で 20 件以下である場合

【理由 4】判定の結果 80%を超えたサービスであっても、判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 10 件以下である場合

【理由 5】サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると客観的な挙証資料により認められる場合。

具体的には以下のいずれかに該当するものとする。

- ア 利用者からサービスの質が高い旨の理由書（様式 4）を受けている場合であって、地域ケア会議その他個別のケースを地域で検討する会議にその利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているプランを除いて再計算した結果、80%を超過しない場合。
- イ 判定期間中に新規、更新、変更した居宅サービス計画について、アセスメントの結果、各種加算等の体制を届け出ている事業所を位置付ける必要がある場合に、次の①もしくは②に該当するプランを除いて再計算した結果、80%を超過しない場合。（該当するプランのアセスメント、居宅サービス計画第 1 表から第 7 表の写しの添付が必要。）
 - ① 各種加算等の体制を届け出ている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域内に 1 箇所しかない場合。
 - ② 各種加算等の体制を届け出ている事業所について、利用者が適切な情報提供を受け、複数の事業所を比較検討し、利用者からサービスの質が高いことを理由にサービスを利用したい旨の理由書（様式 4）の提出がある場合。

【理由 6】その他、地域的な事情も含め諸般の事情を総合的に勘案し、正当な理由があると客観的な挙証資料により認められる場合（該当する居宅サービス計画を除外して再計算を行った結果、80%を超過しない場合）

【留意事項】

- 紹介率最高法人が 80%を超えた理由が、上記 1～6 に該当する場合には、届出書の⑤の該当番号に数字を記載してください。
- 届け出された正当な理由、提出された資料の内容等によっては、資料の提出、追加を求めるなど、個別のヒアリングを実施する場合があります。また、正当な理由があるとして提出した場合でも、認められないとされた場合には、減算が適用されます。

7 判定様式

様式①	「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書」
様式②	「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る判定表」
様式③	「再計算書（正当な理由(5)又は(6)の場合）」
様式③の2	「再計算の対象にした居宅サービス計画一覧表」（正当な理由5又は6の場合）
様式④	「理由書」

- ・ 様式②で紹介率最高法人を判定し、様式①により各サービスの紹介率最高法人の紹介率を算定します。
- ・ 80%を超えないサービスについても記載してください。

【提出書類一覧表】

提出する書類			様式①	様式②	様式③、 様式③の2	様式④
いずれのサービスも紹介率が80%を超えなかった場合			×	×	×	×
いずれか1つのサービスでも紹介率が80%を超えた場合	正当な理由に該当しない		○	○	×	×
	正当な理由に 該当する	理由1	○	○	×	×
		理由2	○	×	×	×
		理由3	○	○	×	×
		理由4	○	○	×	×
		理由5ア	○	○	○(※1)	○
		理由5イ①	○	○	○(※2)	×
		理由5イ②	○	○	○(※2)	○
		理由6	○	○	○	×

※1 ①地域ケア会議等の議事録の写し、②提出した居宅サービス計画書（第1表～第3表）の写しを添付してください。

※2 ①アセスメントの写し、②居宅サービス計画（第1表～第7表）の写し（記録も含む）を添付してください。

※3 上記の添付資料は、できる限り両面コピーしたものを提出してください。

8 提出先等

提出先	〒887-8585 日南市中央通1-1-1 日南市役所健康福祉部長寿課介護保険係
提出部数	1部
提出方法	郵送または持参 封筒に「特定事業所集中減算関係書類在中」と朱書きしてください。

9 Q & A

(問 1) 通常の事業の実施地域について、市町村合併後の市町単位で届け出ているが実態は旧市町村の地域を主としてサービス提供している。こうした実態に応じて通常の事業の実施地域を変更することは可能か。

(答) 可能ですが、運営規程に定めるなどして適切に対応してください。なお、サービス提供地域の実態については変更届出時に確認することがありますので、客観的な挙証資料を備えておいてください。

(問 2) 給付管理を月遅れで行った場合、どの月の件数として算定すればよいのか？

(答) サービス提供を行った月の件数としてカウントしてください。例えば、10月にサービス提供を行った分の給付管理票の提出を、月遅れで12月に行った場合には、10月分に計上してください。

(問 3) 【理由 5】のアでは地域ケア会議その他個別のケースを地域で検討する会議にその利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているケースについて、どのような資料で証明すればいいか。

(答) 会議の議事録（開催日時、出席者名、議事の詳細が記載されているもの）の写し及び提出された居宅サービス計画の写し（第1表～第3表）で確認します。

(問 4) 【理由 5】のイを新たに設定した趣旨は何か。

(答) 本減算の主旨は、居宅介護支援事業所による特定の居宅サービス事業所への意図的な集中利用を抑止することです。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第1条第2項においては「指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。」とされています。このように、公正、中立な立場で利用者の選択を支援するのが介護支援専門員の重要な役割となっていますので、平成27年度改正に伴い、改めて、この基本に立ち返るため設定した条件です。

また、居宅サービス計画は個々の利用者の特性に応じて作成されるものですので、事業所を選択する理由も利用者によってさまざまであるはずで、このため、正当な理由に該当するものとして提出された居宅サービス計画や理由書が、全て同じ加算の算定によるものであるような場合などは、正当な理由に該当しないこともありますので留意してください。

(問 5) 【理由 5】のイで言う「各種加算等の体制を届け出ている」とは何か。

(答) 介護給付費算定に関する届出書における届出内容のことです（割引等も含む）。なお、加算等を届け出ないが、同等の体制にあるものとして客観的な挙証資料の提出があった場合も含みます。

(問 6) 【理由 6】でいう諸般の事情とはどのようなことを想定しているのか？

(答) 災害や他事業所の休止、廃止等で引き継がざるを得なかった事例や、支援困難として市町村や地域包括支援センターから依頼があった事例等を想定しています。

(問 7) 平成 28 年 4 月 1 日から当減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成 28 年 4 月 1 日前から継続して通所介護を利用している者も多いが、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算する必要があるか。

(答) 通所介護と地域密着型通所介護の紹介率については、2 つのサービスの位置づけのある居宅サービス計画を合算して算出してかまわない。(実質、移行前の算出の方法から変更なし。) ※平成 30 年度以降も取扱いと同様である。